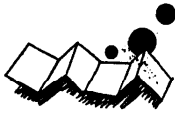


解説

2. 諸 課 題



2.1 法的・制度的課題†

高 石 義 一†

1. ま え が き

人類の歴史をふり返ると、科学技術の大きな発達があるときには、必ず当時の産業、社会構造、社会制度などに大きな影響を与え、一種の社会変動をもたらしている。典型的な事例は18世紀後半から19世紀前半にかけて英国を中心に起った産業革命であろう。

現在、世界的に進行中である社会の情報化も、第二の産業革命とも呼ばれているように、諸々のインパクトを社会にもたらしつつある。この社会の情報化がコンピュータ技術の発達・普及とともに進展してきたことは周知のとおりである。過去においても、情報は国の政策、立法、軍事、外交、企業経営などあらゆる意志決定に必要であったことは言うまでもない。そのため、過去においても、国家、企業、個人レベルにおける情報収集、分析、更新などは活発に行われてきた。その意味では、情報の価値や重要性についての認識は、過去、現在ともに変わっていない。おそらく、未来においても同じであろう。

ところが、現時の「社会における情報化」の問題は、過去のそれに比べて、より広範囲の人によって、より強く意識されている。それは、コンピュータ及び各種ニューメディアの発達により、巨大な量の情報がいろいろな利用目的に応じて、時間と空間の障壁を超えて、それを必要とする人の手許に届けられるようになったことにある。情報化社会においては、工業化社会において物の生産、流通、消費が重要な活動であったと同等またはそれ以上に、情報の収集・伝達・取引・利用が重要になってくる（もちろん、情報化社会においても、物の生産・流通・消費が継続して重要な社会活動であることに変わりはないが、情報の重要性が相対的に高まってくる）。

本稿では、このような社会の情報化が法制度に与える主たるインパクトと課題について解説を行い、かつ海外における動向をも紹介しつつ、これらの課題の解決方向について論ずることとする。

2. 情報化の法へのインパクト

情報化の進展は、それに対応するための現行法の解釈・適用・改正、あるいは新規立法の要求などの形で法の世界に対して新しい問題を投げかけている。

第1に、社会の情報化は新しいタイプの財産、すなわち情報資産を創出し、それに現行財産法上の財産としての地位を与えたことである。これまで、出版などの限られた領域では、情報にある程度の財産価値を認め、取引の対象とする傾向はあった。しかし、その場合でも情報自体を独立の財産としてとらえるのではなく、当該情報を含んだ出版物を財産として認識するのが普通であった。たとえば、コンピュータ・プログラム（プログラムは情報処理のための命令としてとらえると同時に情報としてもとらえられるが、いずれの場合にせよ）、データベース、あるいは半導体チップ上の回路配置（レイアウトあるいはマスクワークとも呼ばれる）などは情報化の進展によって創出された新しい技術情報資産である。このような技術情報資産を現行財産法体系上どのように位置づけるかが、我が国を含む多くの国で議論され、WIPO (World Intellectual Property Organization, 世界無体財産権機関。本部はジュネーブ所在) などの国際機関の場でも活発に討議され、あるいは議論されつつある。コンピュータ・プログラムについては、プログラムを著作物という財産として認識し、著作権法で保護する方向で世界の動向は確定したと言ってもよいであろう¹⁾ (断片的に異なった意見はあるが)。半導体チップ上の回路配置の方向については、特別立法によるか (米国、日本)、著作権法によるか (英国、オーストラリアなど) について、今なお意見の一致を見ず、WIPO の場でも議論

† Problems from the Legal Aspect by Yoshikazu TAKAISHI
(IBM Japan Managing Director and General Counsel).
† 日本 IBM(株)

されているところである。データベースについては、著作権による保護が世界の大勢と考えられるが、著作権法でそれを明確に規定したのは我が国のみである。

したがって、コンピュータ・プログラムの領域では改正著作権法の各論的適用、たとえば、プログラムのどのような情報が、どの範囲で保護されるかなどを明確にしていくことが、今後の重要な課題である（米国では、すでに、いくつかの判決が蓄積されつつある）。半導体チップやデータベースに関しては、財産法上におけるその位置づけ、当該財産法の各論的解釈・適用などが重要な課題となるであろう。

第2に、新しい情報資産の一般的・基本的保護方向が決ったとしても、それ以外の法律による補充的保護方法の要否が総合的に検討される必要が生じてきている。たとえば、情報価値が高まるにつれて、その情報をトレード・シークレット（企業秘密）として保護したいという要求が高まってくる。ところが我が国には、欧米に見るようなトレード・シークレット保護法（Trade Secret Law）が存在しないため、その保護がきわめて不完全な状態で放置されているのが現状である。したがって、補充的保護法制度を充実させ、情報資産の保護体系を確立することが重要な課題である。

第3に、情報産業が国の基幹産業の一つとしての地位を占めるようになってくると、その国における情報処理技術のレベルは、国の技術レベル全般、軍事力、自国産業の国際競争力などに大きな影響力を及ぼす。そのため、国は自らまたは民間企業と共同で先端情報技術開発を行うケースが増えている。ところが、我が国の場合、国と民間企業とが共同で開発した新しい技術について共有権を認めない（国有財産法の運用慣行として、国有財産法自体が明確に否定しているわけではない）。さらに、政府との契約慣行の下では、情報自体を独立の財産として認知し、かかる情報資産の性格にマッチした有償契約（たとえば、情報使用許諾契約）を締結することは無理であろうと思われる（政府との契約に適用される会計法や予算決算及び会計令がこのような契約を禁止しているわけではない。ただ、現在の官庁契約慣行がこのような契約類型を認めないためである）。情報技術の開発や取引に関する政府契約関連法の前時代的運用慣行が改善されなければ、先端技術の開発に関する官民共同体制が十分な効果を発揮し得ないときがくる可能性がある。（現に、支障が生じつつある）。国有財産法や政府契約関連法の運用慣行の改善が重要な課題となるであろう。

第4に、情報を一つの財産として認識する場合、その情報が無権限者によって侵害された場合の救済手段を充実させ、救済範囲を明確にすることが重要になってくる。この関係では、前記のトレード・シークレット法の制定、コンピュータ犯罪立法、情報技術侵害訴訟手続の迅速化などが重要な課題となるであろう。

第5に、新規技術の開発に関する社会的効率という観点から、ある者が開発した優れた技術を他人が利用することを認め、同種の技術開発行為の重複を回避すべきであるという意見が、プログラム保護立法論議の過程で、一部の人から出されたことがある（プログラムの強制利用許諾制度）。また、プログラムの互換性維持のために、他人の権利の対象となっている情報を利用できるかのごとき錯覚が業界の一部に存在する。私有財産制を認める現行法制の下において、このような見解が妥当性を持たないことは、プログラムの強制許諾制度が、究極的には、否定されたことから見ても明らかであろう。このような誤解を払拭し、この問題に関する正しい法的理解を情報産業関係者に植えつけることが、健全な情報産業発展のために必要である。

第6に、社会の情報化の進展にともなって、テレコミュニケーション設備・役務を介して行われる情報の伝送・処理、異機種間の接続に関する標準化などの法律問題が社会的関心事になっている。昨年4月1日に電気通信事業法が施行され、通信設備の民有化（ただし、部分的外資規制あり）や通信サービスの自由化が実施された。今後は新法の具体的運用、OSI（Open System for Interconnection）の問題、通信サービスを利用した新しい型の契約に対する契約法の対応が重要になる。

第7に、法律の領域においても、法律情報検索システムの確立や、さらに進んでエキスパート・システムの研究が続けられている。特に、このエキスパート・システムが開発された場合の法的問題、たとえば、同システム運用によって得られた法的推論の利用に対し、誰が最終的責任を負うべきかというような問題が、将来、生じてくるであろう。

第8に、これまではもっぱら社会の情報化の促進の側面にスポット・ライトをあて、その促進のための情報の法的保護、情報取引と利用の円滑化などに関連した課題を列挙したが、逆に、情報化の進展にともなって「陰」の側面が生ずる可能性もある。たとえば、プライバシー問題、通信サービスを利用した各種電子取引（ホーム・ショッピング、電子式資金振替（Electronic

Fund Transfer, EFT), ホーム・リサベーションなど)における消費者保護問題, 情報取引における不正取引問題などが予見される。この側面では, 法の抑制機能及びその強化が課題となるであろう。

最後に, 社会の健全な情報化進展のために, 国が果たすべき役割及び情報化に対する国の対応方向はいかにあるべきかが重要な問題になるであろう。

3. 情報化の進展と法的対応の方向

法的側面から見た「社会の情報化」とは, 情報の蓄積・取引・利用を刺激・促進するため, 情報という無形の知的財産に対して諸々の法的保護を強化することに力点を置きながら, 他面, その蓄積・利用が社会や個人の不利益に働く場合には, 適度の法的規制を加えることにより健全な情報化社会が実現するよう, 情報に関する法制度を確立している状態あるいは確立しつつある過程としてとらえることができる。

しばしば指摘されるように, 社会の情報化には光と陰の両面がある。しかし, 社会の情報化は「開かれた社会」を実現し, 人々の生活を豊かにするという光の側面の方が強いという考えが一般的に受け入れられている。そのため, 我が国のみならず欧米における情報化先進諸国は, いずれも情報化促進のための政策・立法を行い, 陰の面に対する規制は最低必要な限度にとどめるというアプローチをとっている。

情報化に対する各国のこのような姿勢を見るとき, 情報化促進のための基本的な法的対応方向としては, 次のようなものが考えられる。

1) 私有財産制と自由競争の原理(契約自由の原則)の適用

自由主義経済においては, この二つの法原則を活用することが最も効率的な経済を実現する方法である。このことは, 情報という無形の知的財産を所有または取引する場合も同様である。

2) 無体財産・知的財産を尊重する風土の確立

現行法体系は有体物(たとえば, 土地, 建物, 洋服, 自動車, 家具など)上の所有権の保護及びその取引(契約)を中核とする法体系である。もちろん, 発明・発見, 考案, デザインなど人の知的活動の所産を保護する無体財産権法はあるが, 法体系全体に占める割合はそれほど大きくない²⁾。その歴史も比較的浅い。そのような背景から, 前述のように我が国ではアイデア, 著作, 発明・発見など他人の知的無形資産を尊重する社会的意識が低い(それらの法的保護体系が存在

するにもかかわらず)。ところが, 情報化社会において重要な役割を果たす情報は一種の知的無形資産である。回路配置, プログラムその他の情報は, チップとか磁気媒体上に配置ないし記録されているので, 一見, 有体物(有形物)であるかのごとき印象を与えるが実は, 有体物性をもっているのは回路配置あるいは情報を配置ないし記録している媒体(半導体チップ, 磁気テープ, 磁気ディスクなどの)であって, その媒体上の回路配置とか情報そのものは無形である。したがって, 上記のような無形資産を尊重するという社会的風土が確立しなければ, 健全な情報化社会の実現はあり得ない。社会の情報化の進展にともない, 著作権法などの知的財産権法に対する社会的関心が高まりつつあるのはそのためである。他人の知的財産権を尊重する社会的風土は, そのためのキャンペーンによってもある程度は実現するであろうが, 最も効果的な方法はこれらの知的財産保護法制を充実するとともに, その侵害に対しては, これらの法を厳正に適用していくことである。このような無体財産権法の充実と厳正な適用なくしては, 無体財産尊重の風土は容易には実現しない。

3) 迅速な法的対応

社会の情報化にともなって, 従来, 存在しなかったような新しい無形の情報資産が出現してくる。たとえば, コンピュータ・プログラム・データベース, 前記の「回路配置」などはその例である。このような新しい資産が出現した場合には, 既存法をその解釈により適用する場合であろうと, 新規立法により対応する場合であろうと, 迅速に行われなければならない。なぜならば, それまで存在しなかった新しい財産に対する法律上の扱い方を明確にしておかなければ, いろいろな法的混乱が生ずるからである。

迅速に対応するという観点から言えば, できるだけ既存法を新しい情報資産やその取引に適用するというアプローチを採った方がよい(新規立法には時間が不可避にかかる)。また, その方が従来から使用されている法的概念や仕組みを利用するので, 概念混同や解釈上の紛争を最低限度に押えることができるので, 法適用の過程における安全性が確保できるからである。

4) 公正な取引慣行の確立・維持

従来からの商品やサービス取引において, 公正な自由競争が重視され, そのために独占禁止法その他の公正取引立法が行われているのと同様に, 情報取引についても公正取引慣行の確立と維持が不可欠である。た

たとえば、情報上の権利の濫用や他人の情報の不当な利用による公正競争の阻害などに対しては、厳正な法の適用が必要である。

もし、迅速な法の対応及び公正な取引確保の努力を払わなければ、かえって法は社会の情報化にブレーキをかける結果となるであろう。

4. 情報化と知的財産権法の拡充

1) 情報の法的性質

情報は紙にかかれたり、磁気媒体上に記録されるという形で存在しているため、一見、有体物であるのかごとき印象を与えるが、実は我々の目に触れているのは、情報を記録している媒体であり、情報自体は無形の存在であり、このような存在を法律上は無体財産と呼んでいる。

財産は所有権の対象物として、所有権者に属することになるが、情報のような無体財産上には、厳格な意味での所有権は成立し得ない。本来、所有権は有体物に対する完全な支配権（その物の使用・収益・処分権能の総体）として認められた権利である。たとえば、家という有体物の所有権は、家を使用（住むとか、倉庫に使うなど、所有権の使用権能の行使）、収益（家を他に賃貸して賃料収入をあげる行為）、処分（他へ売却、抵当権などの設定）する権能を所有者に与える。ところが、情報について見ると、たとえ、その情報を他に売却（処分）しても、その情報は依然として、情報処分権者の頭脳中に残存する。その意味で、情報のような無体財産上には、所有権のような使用・収益・処分権能を持った権利は、厳格にいうと、存在し得ない（表現の便宜上、情報の所有とか所有者という表現を使うことがあるが）。むしろ、情報という無体財産に対する支配権が存在すると考えるべきであろう³⁾。

2) 新しい保護方法—著作権の登場

無形の知的財産の上に成立する支配権のことを無体財産権とか知的財産権と呼んでいる。

従来、無体財産と言え、新規に開発（発明・発見）された技術が代表的存在であり、それらは多くの場合、特許権という無体財産権によって保護されてきた（特許法2条・29条）。そのため、新規技術と言え、特許という構図が描かれていた。ところが、情報産業の発達につれて、特許権による保護になじまない新しいタイプの技術（情報資産）が出現した。たとえば、プログラム、データベース、回路配置と言ったような

	著作権保護政策を支持する国	著作権法改正による保護を行った国	同改正の検討中	著作権による保護を定めた国	著作権による保護を認めない国
Argentina	×				
Australia	×	×		×	
Belgium	×				
Brazil	×		×	×	
Canada	×		×	×	
Denmark	×		×		
Finland	×		×		
France	×	×		×	
Germany	×	×		×	
Greece					×
Hungary	×	×		×	
India	×	×			
Ireland	×		×		
Israel	×				
Italy	×			×	
Japan	×	×	×	×	
Korea	×		×		×
Mexico	×		×		
Netherlands	×			×	
Norway	×		×		
Peoples Rep. of China	×		×		
Philippines	×	×			
Portugal		×			
Rep. of China	×	×		×	
Singapore	×		×		
Soviet Union					×
Spain	×		×		
Sweden	×		×		
United Kingdom	×	×		×	
USA	×	×			

図-1 Computer Software

ものである。これらの技術情報の開発には、高度の専門知識、長期にわたる研究・開発活動、膨大な額の開発投資を要し、その結果として創出された情報資産はきわめて高価な無形資産である。ところが、これらの情報資産は特許要件の一つとして要求される「自然法則を利用」した結果として創出されたものでない場合が多いため、この高価な情報資産を特許権で保護するケースは非常に限られてくる（もちろん、プログラムや回路配置が特許要件を充す場合には特許権による保護が与えられるが）。ここに、新規技術の保護は特許権によるという従来の構図が崩れ、特許権に代って著作権が情報資産の有力な保護手段として登場してきたのである。著作権によるコンピュータ・プログラムの保護がプログラムの性質に合致し、その利益保護方法としても最適であることがしばしば指摘されている⁴⁾。このような理由から、現在、著作権をコンピュータ・プログラム保護の一般的・基本的方法として

位置づけることを否定する国はソ連及びギリシャのみである(図-1及び参考文献1)参照)。韓国は特別立法による保護を強く主張していたが、本年7月、遂に著作権法による保護に踏切り、新著作権法でそれを明示することになった。

データベースはコンピュータにより検索することができるように多数の情報を整理統合したものであるが(著作権法2条1項10の3)、これも著作物の一つとして追加された。このデータベースは、それを構成する素材としての情報の選択または配列によって創作性を持つに至ったものであるから、特許権の対象にはなり得ない。しかし、このような情報の選択・配列には専門知識・経験を必要とし、その編集物の作成には多大の時間を費し、でき上がった情報の集合体はきわめて大きな経済価値を持つ。たとえ素材としての情報が個人のデータであっても、かかる集合体は大きな経済価値を有する(たとえば、高額所得者住所録など)。ここに、データベースの編集著作物としての性格に着目して、著作権法による保護を肯定するため同法の改正が実現したのである。

上記のように、我が国においてはコンピュータ・プログラム及びデータベースについては、著作権による保護という原則が確立した。この方向が世界の潮流でもある。プログラムについては、世界主要国の立法という客観的事実がそれを証明している(図-1参照)。したがって、この領域における今後の課題は、改正著作権法を個々の具体的法律問題に解釈・適用していく、いわゆる各論的展開にあるといえることができる。このような各論的展開が、外国では、裁判所を舞台に行われつつある。たとえば、プログラム・コードが改正著作権法によって保護されることについては異論のないところであろうが、著作権法の保護はプログラム・コードに限られるのか、それとも、もっと広い範囲のものが保護対象になりうるのかという問題がある。このような実務上の問題を巡って、著作権法による保護がプログラムのどの範囲まで及ぶかを明確にしていくことが今後の課題である。この関係で特筆すべきことは、今年8月4日に米国連邦高等裁判所(第3巡回区)が *Whelan Associates v. Jaslow Dental Laboratory* 事件について下した判決である。同判決において、ベッカー(Becker)判事は、著作権法の保護は(a)プログラム・コードの逐語的コピーのみならず、プログラムの構造(structure)、コードの順序(sequence)及び構成(organization)にも及び、かつ

(b)プログラム・コードが実質上同一と見られる程度に無断コピーされた場合にも及ぶ、と判示したことである。コンピュータ・プログラムの保護に関する日・米両著作権法の条文は実質的にはほぼ同一内容であるので、この判決は我が国の改正著作権法の解釈・適用に関してもきわめて重要な参考判決になる。

3) もう一つの新しい保護方法—半導体チップ保護法の登場

すでに述べたように、半導体集積回路の「回路配置」(集積回路の回路素子及び導線のレイアウト)という、もう一つの情報資産の保護については、既存法によらず、特別立法による保護を日本及び米国は選択した。この回路配置⁵⁾は回路素子及びそれを接続する導線を配置した薄い層を何枚か組合せた三次元の物体である(もっとも、回路素子及び導線を配置したきわめて薄い半導体材料を重ね合わせたものであるから、肉眼では二次元の存在としか見えない)。

米国が回路配置(マスクワーク)という一種の配置設計の保護を著作権法によらず、特別立法に求めた理由は、(a)三次元の物体であること、(b)マスクワークに対する著作権法規定の解釈・適用により、著作権的保護を与えることも可能であるが、この領域で訴訟がたくさん提起され、判例が集積されることはあまり期待できないこと、(c)半導体チップ製造に要する設備投資は巨額に上るため、判例が集積されるまで気長に待つことは危険であること、などにあったと言われている。しかし、連邦半導体チップ保護法は他の保護方法、たとえば著作権法によるマスクワーク(回路配置)の併存的保護の可能性を肯定している(同法912条)。

我が国が米国にならって特別立法アプローチを採用した主たる理由は、米国チップ法に相互主義条項(902条(a)(2))や国際的経過規定(914条)があることから、我が国が同旨の立法をしなければ、我が国で製造された回路が米国内で十分に保護されない可能性があったことによる。我が国の半導体チップ保護法の下で、回路配置が著作権法による保護を受けうるか否かは、条文上は明確ではない。この問題に関しては、立法準備過程で、関係者によってある程度議論された。その段階では、この特別法と著作権法による保護の併用を認めるか、否定するかを明確にしないまま、半導体チップ保護法は成立した。このような状況から判断するとき、両者の併用を認める理論も十分に成り立つと思う。

回路配置の保護は、特別法によるべきかそれとも著作権法によるべきかについては、いまだ国際的コンセンサスが得られていない状況である。特別立法アプローチを採る日本や米国に対して、英国やオーストラリアその他これに追隨する国は著作権による保護を主張している。この問題は、現在、WIPO の場で議論されつつある。

したがって、半導体チップ保護の領域においては、(a)特別立法アプローチによるか著作権法によるかについて、国際的なコンセンサスを確立していくこと、(b)半導体チップ保護法の具体的法律問題への解釈・適用、(c)公正取引ルールの確立（ダンピングや価格カルテルなどの排除）などが、今後の重要な法的課題であろう。特に、上記(c)の課題は、我が国半導体チップの米国や欧州への輸出が増大するにつれて、貿易摩擦という形で顕在化してくる。最近、米国政府と我が国の半導体チップメーカーの間には公正取引に関する協定が成立した旨が報道されたが⁶⁾、今後はその協定の履行過程でいろいろな法律問題が惹起される可能性がある。

4) ツレード・シークレット法による保護

情報資産の法的保護に関連して解決すべきもう一つの制度的課題は、ツレード・シークレット法の立法である。ツレード・シークレットとは企業秘密のことを言う。企業秘密の中核は秘密技術情報であろうが、その他に経営計画、財務、販売、人事などの領域においても多くの企業秘密が存在する。企業経営は、一面においてできる限り「開かれた経営」であることが望ましく、証券取引などの領域では企業内容の公開がかなりの程度にわたって法律上義務づけられている。他面、いずれの企業もいろいろな企業秘密を保持しており、これらの秘密を維持することは、競争会社との競争を有利に展開するための有力な武器になる。そのため、ツレード・シークレットは、企業にとって、貴重な無形資産である。我が国では、ツレード・シークレットという語は必ずしも広く用いられている用語ではなく、むしろノーハウという語の方が広く用いられている。厳密に言うと、ノーハウとツレード・シークレットは同じ概念ではないが、ノーハウはツレード・シークレットになっている場合が多い。そのため、我が国では両者はほとんど同義語として用いられることが多い。

情報産業の進展とともに、情報技術や情報取引データでツレード・シークレット扱いされるものが増大し

てきている。また、これらの情報技術の中には、当該技術を利用した製品開発期間中はツレード・シークレット扱いとなるが、当該製品の発表ないし販売開始と同時に公知の情報になるようなものもある。

ところで、このようなツレード・シークレットを法的に保護するため米国（州法）や英国、ドイツ、フランス、スイスなどの欧州諸国はツレード・シークレット保護法を持ち、同法に違反して自己のツレード・シークレットが侵害された者（されようとしている者を含む）は、侵害者（侵害しようとしている者を含む）に対して（a）侵害差止及び（b）損害賠償請求を行うことができることになっている。

ところが、我が国にはこのような特別立法は存在しない。自己のツレード・シークレットが不当に侵害された場合にも、不法行為を理由とする損害賠償請求ができるのみであり、侵害行為の差止請求権は存在しない⁷⁾。ツレード・シークレットの侵害を扱った裁判例もほとんどない（その意味では、前記ワウケシヤ事件は貴重な先例である）。そのため、我が国には、前記のような機密情報を尊重する社会的風土が十分に確立されておらず、そのような環境の中で育った日本企業が外国へ進出した場合に惹起する法的トラブルの多くが、このツレード・シークレットの領域で生じている。我が国内では、地下に潜った産業スパイ行為が、我々の想像以上にはびこっていると言われている。さらに、我が国でも終身雇制度が徐々に崩れ、従業員が中途退社して、競争会社に転職したりあるいは競争会社を設立したりするケースが増加しはじめた。このような現象にはプラスの面もあるが、在職中知った企業機密を退職の際に持出すというケースも増大している。最近のケースでは、在職者が在職中に雇主の企業機密を競争会社に無断で利用させるという事件が発生している⁸⁾。

したがって、我が国においてもツレード・シークレット保護法の必要が生じている。もちろん、不法行為による損害賠償請求、就業規則の中に企業秘密保護条項を挿入すること、退職者に対して退職時に行う企業機密保全策の強化などによっても、企業機密侵害の可能性をある程度減少させることはできるが、限界がある。

5) 国有財産法の運用の見直し

各国の技術開発競争は民間ベースで行われるのが一般であり、またそうあるべきであるが、特殊な技術や最先端技術の開発で、いまだコマーシャル・ベースに

乗らない技術の開発においては、国の研究機関や技術障による開発が行われたり、あるいは国と民間企業が共同研究・開発行為を行う場合がある。後者の場合、国と民間企業が資金、研究技術者、施設などを分担提供しているので、研究成果は官民両者の共有とするのが最も理にかなった処理である。ところが、我が国の機関は国民の税金を使用した研究であることを理由に研究成果の共有を認めず、国の単独所有とするのが慣行である（国有財産法がかかる共有を禁止する明文規定をおいているわけではない）。国が国民の貴重な税金を利用していると同様にパートナーとなるべき民間企業も貴重な資金を分担支出しているのである。したがって、民間企業に一方的な受忍を要求するのは、国家機関として妥当な行為ではない。逆に、このような事例の場合、共同研究に参加した民間企業と研究成果を共有することは必ずしも税金の浪費ではない。もっとも、同様な傾向は米国にもあるが、米国政府の場合には、技術の種類や共同研究の態様によって交渉により共有その他の弾力的処理の余地がかなりある。この点、我が国の場合と大きく異なる。

今後、このような官民共同研究の必要が高まる傾向の中で、国が上記のような一方的な要求を強行していると、かえって国際的な技術競争に立遅れるおそれさえある。

5. 互換性の維持と他人の情報の利用限界

1) 互換性の意味

コンピュータ業界では、ユーザが複数メーカーのハードウェアやソフトウェアを共同して利用することが増大していることから、ハードウェア間の互換性、ハードウェアとソフトウェア間の互換性、ソフトウェア間の互換性など、互換性の問題がしばしば議論される。

2) 互換性と他人の情報利用の限界

互換性を実現するためには、それに必要な情報は、たとえ他人の権利の対象になっている情報であっても当然に利用できるかのごとき錯覚・誤解が一部に存在する。しかし、互換性を持たせるということは、情報製品提供者側のビジネス政策の問題に過ぎず、他人の情報を無断利用することを正当化するなんらの法的根拠はない。換言すれば、「互換性」は互換機メーカーや互換ソフト提供者に対して、なんらの法的特例・特権を認める根拠にはならないのである。このことは、日本法の下のみならず他の自由主義諸国の法律の下でも同一である。互換製品の提供者は、他人の権利侵害な

いし法違反を行わない範囲でのみ、かかる製品やサービスの提供を行いうるのであり、もし互換製品の提供により他人の権利を侵害したり、法違反を生ずるような事態が生じた場合には、その互換製品提供者は、法の一般原則に従って権利侵害ないし法違反の法的責任を負わなければならないのである。これは法律におけるABCである。したがって、互換製品提供者が適法な互換製品ビジネスを行いうるのは、(a)それによって他人の権利を侵害したり、法違反を惹起しない場合及び(b)互換製品が結合されるホスト製品のメーカーが許容する範囲での接続情報を利用する場合に限られる。どの範囲の情報の利用を互換製品メーカーやそのユーザに認めるかは、ホスト製品メーカーの経営政策にかかっている。かかる経営政策が互換製品メーカーに対して有するホスト製品メーカーの経済力の濫用にあたり、独占禁止法違反を構成する可能性についても議論されている。この問題は米国及び欧州の裁判所で数多く争われた。IBMに対してだけでも、相当数に上る独禁法訴訟が提起された。しかしいずれの裁判所も、IBMの上記経営政策が独禁法に違反すると判決を行ったことはなく、全部IBM側の勝訴（相手方の申出により和解したケースもある）で終わっている。したがって、この問題はほぼ議論し尽くされたと言ってよい。

ハードウェアの互換機を提供する場合には、ホスト製品メーカーの特許権やその他の工業所有権の侵害、トレード・シークレットの技術情報を侵害する危険などが潜在していることに注意する必要がある。また、互換性のあるソフトウェアを提供する行為は、一般的に言って、ハードウェア提供の場合よりも法的に危険性が高いことも十分に認識しておく必要があろう。

この限界を正当に認識した上で、互換製品ビジネスを行わなければ、いたずらに技術摩擦や法的トラブルに巻き込まれ、健全な企業経営に支障を来しかねない。健全な互換製品ビジネスを行うための法的啓蒙の強化など、情報産業における健全な取引秩序を確立していくことも、今後の重要な課題であらう。

3) 著作権法10条3項3号とインタフェース情報の利用の限界

改正著作権法10条3項3号は、著作権による保護が及ばない事項として、プログラム言語、規約及び解法を列挙している。この適用除外規定が「規約」をあげているところから、互換性維持のためのインタフェース情報が自由に使えるという見解が一部に存在す

るが、これは明らかに上記規定の誤解である。この規定は、言語自体やアイデアは著作権の保護対象にならないという著作権法の一般原則を規定したに過ぎない。規約が著作権保護の対象にならないという意味はアイデアとしての規約は著作権による保護を受けないという意味に過ぎない。したがって、かかるアイデアとしての情報の表現（記述）は別物であり、その記述が著作物としての要件（すなわち創作性のある表現）を充す限り、その表現されたインタフェース情報は著作物であり、著作権法が適用される。解法についても同一原理が適用される。すなわち、10条3項3号が適用されるのはアイデアとしての規約・解法のみであり、その表現（記述された）は、同号の規定の対象とはならず、著作権法の一般規定に従って保護されるのである。改正著作権法施行後、いまだ日も浅いので、その解釈・運用の過程で若干の混乱が生ずるのは止むを得ないが、一日も早くこのような混乱・誤解を払拭することが重要である。

6. テレコミュニケーションと課題

昨年4月1日より、電気通信事業法の施行、NTTの民営化など一連の立法措置によって、我が国のテレコミュニケーション・ビジネスは自由化された（第一種電気通信事業についての外資規制などを除き）。自由化とともに、VAN、ビデオテックス、双方向CATVなど、諸々のニューメディアを利用した付価値通信ビジネス（第二種電気通信事業）が発展しつつある。これらのビジネスは第一種事業者が提供する回線設備とコンピュータを利用したサービスである。このようなサービスは契約という形態で提供されるので、これまであまり経験しなかった電子取引契約が増大していくであろう。たとえば、ホームショッピング、ホームディーリング、ホームリサベーションやEFT取引などがその例である。このような電子的取引契約に対し、紙（契約書）を前提とした現行法で十分対応できるのか、それとも一部手直しを必要とするのか、さらには割賦販売法などで認められているクーリング・オフ条項などを電子的契約の相手方に認めるべきかなどが重要な問題となるであろう。

7. 情報化の進展と法的規制

情報化の進展は、人類に利益をもたらすものとして、一般的には肯定的に受け入れられているが、他面、前述のように「陰」の面が存在する可能性も否定でき

ない。かかる陰の面としては、情報化の進展にともなう増大するであろう（a）コンピュータ犯罪、（b）プライバシー侵害、（c）電子的取引契約の相手方たる消費者にもたらす取引上の不利益、などが考えられる。これらの陰の側面を払拭するためには、米国連邦政府や州政府の多くが制定したようなコンピュータ犯罪立法、プライバシー保護立法（欧州では、データ保護法と呼ばれている）などを我が国でも早急に実現する必要がある。また電子的取引契約については、それにふさわしい法解釈の展開や現行法の改正の要否の検討が行われるべきであろう。

8. 情報化の進展に対する今後の法的方向づけ

情報化の進展は、今後、一国単位ではなく、グローバルに推進されていく。したがって、情報化に関する国の政策や立法は国際的動向に添ったものでなければならない。いたずらに貿易摩擦や技術摩擦の原因を創出する可能性を持つ保護育成政策や立法が認められる時代はすでに過ぎ去ったと言ってよい。

参 考 文 献

- 1) 昭和61年8月23日付日本経済新聞（朝刊）は、最近、ブラジル政府がコンピュータ・プログラムを著作権法で保護するとの最終結論に達した旨を報道している。ブラジルは、現在、自国コンピュータ産業育成のため、かつて我が国が実施して成功した国産コンピュータ育成策に学び、諸々の保護主義的育成策を打ち出している国である。コンピュータ・プログラムの法的保護方法についても、かつて通産省が提唱したプログラム権法と類似の特別立法を志向していた唯一の国であった。ところが、我が国が最終的には著作権法をプログラムの一般的・基本的保護方法とするとの結論に達して著作権法改正を行ったこと、ブラジルの最高裁判所が、最近、コンピュータ・プログラムの著作権法による保護を肯定したこと及び米国政府の強い働きかけがあったことなどが主たる理由で、ブラジルも著作権法による保護の原則を最終的に受入れることとなったようである。ブラジルの著作権による保護への方向転換により、プログラム権法のような特別立法による保護を主張する国は皆無となった。
- 2) 無体財産権法は知的財産権法とも呼ばれるが、従来、（a）工業所有権法と（b）著作権法に分類される。前者には、特許法、実用新案法、意匠法、商標法がある。昭和61年1月1日から施行された「半導体集積回路の回路配置に関する法律」（昭和60年5月31日法律第43号。以下、半導体

チップ保護法と呼ぶ)は半導体チップ上の「回路配置」(回路素子及びこれらを接続する導線の配置)を権利保護の対象とする。これは回路素子や導線の設計であり、一種の知的無形資産である。半導体チップ保護法の実質的内容は著作権法に類似する部分がたくさんあるが、分類的には工業所有権法のカテゴリに属すると言えようか。

- 3) 電気通信産業連盟・第21回資源委員会議事録—情報資産について(4)—(昭和60年4月) pp. 2-6.
- 4) 高石義一: 著作権によるコンピュータ・プログラムの保護と国際動向, 情報処理 Vol. 25, No. 11, pp. 1209-1218 (Nov. 1984) は著作権によるプログラムの保護がなぜ優れているかにつき解説している。
- 5) 米国連邦法 Semiconductor Chip Protection

Act of 1984 第901条(2)では、回路配置に相当するものをマスクワーク (mask work) と呼び、定義している。なお、同法はマスクワーク保護のためのみに制定された特別立法であるが、保護及び規定の各内容は著作権法のそれに非常に類似している。

- 6) 昭和61年8月1日付日本経済新聞(朝刊)。
- 7) ワウケシャ事件(昭和41年9月5日東京高裁決定, 下級民事裁判例集17巻9・10号706ページ)。
- 8) 昭和60年3月6日及び同20日東京地裁判決, 判例タイムズ553号, p. 262.

(本稿で述べた見解は筆者個人のものであり、筆者が関係するIBMその他諸団体の意見を反映したものではない。)

(昭和61年8月28日受付)